

(仮称) 駒ヶ根市犯罪被害者等支援条例の骨子案についてのパブリックコメント結果について

募集期間 : 令和6年12月25日(水) ~ 令和7年1月20日(月)

周知方法 : 市報1月号、市ホームページ、メール、LINE

閲覧場所 : 駒ヶ根市役所、中沢・東伊那支所、市民サービスコーナー

提出意見 : 1件(1人)

(仮称) 駒ヶ根市犯罪被害者等支援条例の骨子案に対する市民意見一覧および市の考え方

番号	市民意見の趣旨	意見に対する市の考え方	変更の有無
1	(「6 相談及び情報等の提供」、「7 日常生活の支援」、「8 居住の安定」、「9 経済的負担の軽減」について) 判決によって、支援策を個別的に判断されることが必要だと私は考えます。	犯罪被害者等が最も支援を必要とする被害後の早期に、円滑に支援を行うことは重要であり、本条例はその方針を示すものです。 支援策については、犯罪被害等の状況に関し、警察や県等の関係機関と連携しながら、個別に対応を検討してまいります。	無